

宮古島を襲った台風14号被害に対する復旧及び救済・支援等を求める意見書

宮古島を襲った台風14号被害に対する復旧及び救済・支援等を求める意見書

去る9月10日午後から翌11日の夕方にかけて、長時間にわたり宮古島全域を襲った台風14号は、過去30年間にない最大級の台風となり、宮古島の人々の生活に甚大な被害をもたらした。今回の台風被害が甚大なものとなった理由は、最大瞬間風速が74.1メートルとなり、宮古気象台観測史上過去3番目の台風として猛威を振るったことによる。

現在、沖縄県等が被害状況を調査中であるが、平成15年9月14日午後6時現在の調査結果では、死者1名、重軽傷者83名という痛ましい人的被害をはじめ、農作物への損傷、家屋の全半壊・浸水・漁港・道路・河川・港湾・空港その他公共施設の損壊等大規模かつ広範囲な被害が報告されている。今後調査が進むにつれてますます被害の増大が予想されることから、生活に与える影響と不安は計り知れない。

これらの被害に対しては、現在、県を挙げて復旧に取り組んでいるところであるが、被災者の復興援助及び公共施設の災害復旧等には多大な経費を必要とすることから、これまで以上の国の支援が必要となっている。

また、吹き込んだ雨水による家屋等の被害等に対しては、現在の制度では救済や支援の手だてがないことや、台風の二次災害等、停電や断水の解消が遅々として進まず、不安は募るばかりであり、早急な取り組みが求められている。

よって本町議会は、今回の台風被害に対する復旧及び救済・支援等として、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 県の調査等を踏まえ、早急に災害査定を行うこと。
- 2 災害の復旧及び救済・支援に必要な経費については、早急に予算枠を確保するとともに特別交付税の重点配分や起債枠の確保等を行うこと。
- 3 被災者の復興援助及び公共施設の災害復旧を図るための中長期的な課題として、災害救助法や激甚災害法の積極的な拡大・改善、電気、水道及び電話等ライフラインの復旧に要する経費の国費負担、住民、農林水産業者及び中小事業者に対する住宅及び生活再建の資金並びに設備・運転資金等復旧に必要な資金の無担保・無保証・超低利・期間延長融資、生産基盤施設等の整備に対する補助制度の積極的な拡大・改善など、4つの項目について早急に検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

あて先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣
経済産業大臣、国土交通大臣、防災担当大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

平成15年9月29日
沖縄県中頭郡北谷町議会